

(案)

江別市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

令和 年 月 日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、誰もがその人権を尊重され、多様性を認め合いながら、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指し、**性的少数者**に係るパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **性的少数者** 性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者をいう。
- (2) **パートナーシップ** 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が**性的少数者**である2人の者の関係をいう。
- (3) **宣誓** パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が**成年**に達していること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が**3か月以内**に市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が**3か月以内**に市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 双方が**民法(明治29年法律第89号)第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士**の関係にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする両者は、揃って市職員の面前においてパートナーシップの宣誓書(様式第1号)に自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 宣誓書には、宣誓をしようとする両者の住民票の写しその他の現住所を証する書類(市内への転入を予定している者にあつては、その事実を確認することができる書類。宣誓の日前3か月以内に発行されたものに限る。)及び独身を証明する書類を添付しなければならない。

3 パートナーシップの宣誓をしようとする両者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。

4 宣誓書は、生活環境部市民生活課において受領するものとする。

5 当該パートナーの一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、両者の立会いの下で他の者に代書させることができるものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓をしようとする両者が、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であつて、本人の顔写真が貼付されたもの。

(受領証の交付)

第6条 市長は、提出のあつた宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、当該宣誓をした両者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号及び様式第3号)を宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証の再交付)

第7条 受領証の交付を受けた者は、当該受領証の紛失、毀損等の事情により受領証の再交付を希望するときは、第10条の規定に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第4号)により申請することができる。

2 前項の申請があつたときは、市長は受領証を再交付するものとする。

(受領証の返還)

第8条 受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）に受領書を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 一方又は双方が市外に転出したとき。**(転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により一方が一時的に市外に転出した場合を除く。)**

(通称名の使用)

第9条 性別違和等市長が特に必要があると認める場合は、パートナーシップの宣誓における氏名について、戸籍上の氏名と併せて通称名を用いることができる。

(個人情報の取扱い)

第10条 市長は、届出者から提出された個人情報については、江別市個人情報保護条例(平成14年条例第8号)に基づき適切に取り扱わなければならない。

(受領証明の取消し等)

第11条 市長は、宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受領証の交付（再交付を含む。）を受けた場合又は受領証を不正に使用した場合は、宣誓書の受領の証明を取り消すことができる。

2 前項の規定により宣誓書の受領の証明を取り消された者は、直ちに受領証を市長に返還しなければならない。

(宣誓書の保存)

第12条 市長は、宣誓書を10年間保存するものとする。ただし、第8条の規定に基づき受領証の返還を受けた場合のほか、パートナーシップの宣誓をした両者が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄するものとする。

(補 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

パートナーシップ宣誓書

(宛先) 江別市長

私たち と は、江別市パートナーシップの
宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いをその人生のパートナーとすること
を宣誓し、署名いたします。

宣誓日 年 月 日

宣誓者

フリガナ 氏名 (自署)		
上記が通称名 の場合、戸籍 上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		

(代書者)

住所 _____

氏名 _____

パートナーシップの宣誓にあたっての確認事項

私たちは、江別市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップの宣誓に当たり、以下の内容を確認した上で、宣誓します。

以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、江別市パートナーシップ宣誓書受領証を江別市に返還します。

フリガナ

フリガナ

氏名（自署）_____

氏名（自署）_____

連絡先_____

連絡先_____

確認事項		回答欄（該当するものに□に✓を付けてください。）	
要綱第2条 第1項第2号	(関係性) 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である2人の関係であること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
要綱第3条 第1項第1号	(年齢要件) 宣誓当日において、成年であること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
要綱第3条 第1項第2号	(住所要件) 下記のいずれかに該当すること。 ア 双方が市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/> アに該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
	イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に市内へ転入を予定している。	<input type="checkbox"/> イに該当します。 (転入予定日 年 月 日)	
	ウ 双方が3か月以内に市内へ転入を予定している。	<input type="checkbox"/> ウに該当します。 (転入予定日 年 月 日) (転入予定日 年 月 日)	
要綱第3条 第1項第3号	(独身要件) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係(他の市町村のパートナーシップ制度を含む)にないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
要綱第3条 第1項第4号	(近親者でないこと) 双方が近親者(直系血族又は3親等以内の傍系血族若しくは直系姻族)の関係にないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
要綱第11条	(受領証明の取り消し) 宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受領証の交付(再交付を含む。)を受けた場合又は受領証を不正に使用した場合は、市は宣誓書の受領の証明を取り消すことができること。 宣誓書の受領の証明を取り消された者は、直ちに受領証を市長に返還しなければならないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に同意します。	<input type="checkbox"/> 左記に同意しません。
要綱第12条	(宣誓書の保存、廃棄) 宣誓書の保存期間は10年であること。受領証の返還を受けたときや宣誓者双方が宣誓書の廃棄を希望するときは、保存期間内でもあっても市は宣誓書を廃棄できること。	<input type="checkbox"/> 左記に同意します。	<input type="checkbox"/> 左記に同意しません。

※転入予定の場合は、転入が完了したら転入確認書類（住民票の写し、公共料金の請求書、転入先に届いた手紙など）を市民生活課に提出すること。

パートナーシップ宣誓書受領証

_____様

_____様

江別市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、
お二人がパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

江別市は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが自分の能力を發揮し自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、取り組みを続けていきます。

今後とも、お二人が自分らしくいきいきと活躍されることを期待いたします。

年 月 日

江別市長



【受領証の提示を受けた方へ】

江別市では、性の多様性を認め合い、誰もが自分の能力を発揮し自分らしく生きることができる社会の実現を目指しています。

この受領証は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約した二人が、江別市長に対してパートナーシップの宣誓を行い、江別市がそれを受けて二人の関係を認めたことを証するものです。

この受領証の提示を受けた皆様には、上記の趣旨及び二人の関係にご理解をいただき、公平かつ適切な対応をしていただくようお願いいたします。

また、受領証を提示したお二人の関係について、ご本人の同意なく口外することのないようご注意ください。

【宣誓を行ったお二人へ】

- ・ 当該受領証を紛失、毀損した場合等には、宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号）により、再交付の申請をすることができます。
 - ・ 次の各号に該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）に受領証を添付し、市長に届け出てください。
 - (1) 当事者の意思によりパートナーシップ（※）が解消されたとき。
 - (2) 一方が死亡したとき。
 - (3) 一方又は双方が市外に転出したとき。
- ※ パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である2人の者の関係をいいます。
- ・ 宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受領証の交付（再交付を含む。）を受けた場合又は受領証を不正に使用した場合は、宣誓書の受領の証明を取り消すことがあります。その場合は、直ちに受領証を市長に返還しなければなりません。
 - ・ 宣誓書の保存期間は10年間です。ただし、受領証の返還を受けた場合のほか、パートナーシップの宣誓をした両者が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄します。

【問い合わせ先】 江別市生活環境部市民生活課（電話 ）

(表)

パートナーシップ宣誓書受領証	
氏名 _____	氏名 _____
江別市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、 上記両名からパートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
宣誓日	年 月 日 江別市長 印

(裏)

<p>江別市では、性の多様性を認め合い、誰もが自分の能力を發揮し自分らしく生きることができる社会の実現を目指しています。</p> <p>この受領証は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約した二人が、江別市長に対してパートナーシップの宣誓を行い、市がそれを受けて二人の関係を認めたことを証するものです。</p> <p>この受領証の提示を受けた皆様には、上記の趣旨及び二人の関係にご理解をいただき、公平かつ適切な対応をしていただくようお願いいたします。</p> <p>また、受領証を提示したお二人の関係について、ご本人の同意なく口外することのないようご注意ください。</p>
<hr/> 【特記事項】
【問い合わせ先】 江別市生活環境部市民生活課(電話 _____)

様式第4号

パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 江別市長

年 月 日付で交付されましたパートナーシップ宣誓書受領証の再交付を受けたいので、江別市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により、申請します。

宣誓者

氏名		
上記が通称名の場合、戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	

申請される方（宣誓者のいずれかに限る）

フリガナ 氏名	
住所	
連絡先	
再交付申請の理由 (□に✓を付けてください。)	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> その他 ()
再交付を希望する書類 (□に✓を付けてください。)	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 (書面) <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 (カード)

※申請される方の本人確認書類を提出してください。

パートナーシップ宣誓書受領証返還届

年 月 日

(宛先) 江別市長

江別市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 8 条の規定により、
受領証を返還します。

宣誓者

氏名		
上記が通称名 の場合、戸籍 上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
宣 誓 日	年 月 日	
再交付申請の理由 (□に✓を付けてください。)	<input type="checkbox"/> パートナーシップの解消 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 江別市から転出	
交付書類のうち 返還できない書類 (□に✓を付けてください。)	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 (書面) <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 (カード) 返還ができない者の氏名 ()	

※届出される方の本人確認書類を提出してください。